

令和2年度事業報告

「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）」及び定款に基づき、青森県内における生活衛生関係営業（生衛業）について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者利益の擁護を図ることを目的として、次の事業を実施した。

I 公益目的事業

1 生活衛生関係営業相談指導事業

実績件数 計1,272件（昨年度：1,563件）【目標：1,400件】

(1) 相談指導事業

生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談指導事業を実施した。相談者からは、経営上の参考になった、これからもお願いしたい等の意見、感想があり、今後とも引き続き事業を継続実施することとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、巡回指導の規模を縮小し窓口相談及び地区相談を強化した。結果として、窓口相談が約5倍、地区相談が約2倍となり支援金や給付金などの相談が大幅に増加した。巡回指導については縮小したことから約4分の1となり総件数としては目標の1,400件を少し下回った。

①相談室運営事業（消費者コールセンター事業併設）

事務所内に相談室を常設し、生衛業の衛生水準の向上並びに経営の近代化、合理化を推進するなどの相談指導を行った。なお、生衛業の利用者等からの苦情相談については関係機関と連携し適切に対応することとしている。

・相談延日数 126日（昨年度：64日）

・相談件数 444件 [うち苦情0件]（昨年度：83件）【目標：50件】

対象業種	指導延日数	指導件数								備考
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理容	19	1			39		39	40	119	
美容	16	2			22	3	23	26	76	
クリーニング	24	2			12	3	17	25	59	
興行	2							2	2	
旅館ホテル	9				9		9	9	27	
公衆浴場	13	5			7		9	12	33	
めん類	5				5		5	5	15	
その他飲食	11				8	1	8	12	29	
すし	2				1		1	2	4	
料理等	14	4			13	1	13	17	48	
社交	10	3			8		9	10	30	
食肉販売	1	1						1	2	
合計	126	18			124	8	133	161	444	

②地区生活衛生営業相談指導事業

地域の実情に応じた相談指導事業の実施により、生衛業の経営の健全化を促進するとともに衛生水準の維持向上を図るため、県内の4地区において地区相談室を開設した。

令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経営者を対象として、国及び県市が実施している支援金や給付金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資に係る説明・相談を実施した。相談者からは「支援金や給付金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」、また、「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士及び社会保険労務士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

- ・開催延日数 25日（昨年度：4日）
- ・相談件数 432件（昨年度：219件）【目標：200件】
- ・開催地区 青森市8回、弘前市5回、八戸市8回、むつ市4回
（昨年度：青森市2回、弘前市1回、八戸市1回）

（「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」、「生活衛生関係営業再生特別支援事業」とあわせて実施）

対象業種	指 導 件 数								備考
	融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他	合計	
理 容	3	3	3	23		23	23	78	
美 容	3	3	3	22		22	22	75	
クリーニング*				9		9	9	27	
興 行	1	1	1	1		1	1	6	
旅館ホテル	6	6	6	11		11	11	51	
公衆浴場	3	3	3	6		6	6	27	
めん類				3		3	3	9	
す し	7	7	7	9		9	9	48	
料 理 等	11	11	11	18		18	18	87	
社 交	1	1	1	7		7	7	24	
合 計	35	35	35	109		109	109	432	

③巡回相談指導事業

生活衛生営業経営指導員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。生衛業者からは「今後も頻繁に訪問して欲しい」などの意見があり、今後も継続実施することとする。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模を縮小して実施した。

- ・指導延日数 40日（昨年度：162日）
- ・相談件数 235件（昨年度：861件）【目標：850件】

対象業種	指導 延日数	指 導 件 数							備考	
		融資	経理	税務	労務	衛生	経営	その他		合計
理 容	6	11				11	10	11	43	
美 容	5	6				6	6	6	24	
クリーニング	5	18				18	18	18	72	
興 行	3	3				3	3	3	12	
旅館ホテル	3	3				3	3	3	12	
公衆浴場	4	4				4	4	4	16	
めん類	2	2				2	2	2	8	
中華料理	1	1				1	1	1	4	
す し	4	4				4	4	4	16	
料 理 等	3	3				3	3	3	12	
食肉販売	3	3				3	3	3	12	
喫 茶	1	1				1	1	1	4	
合 計	40	59				59	58	59	235	

④その他特別相談指導

厚生労働省の生衛業に係る特別政策推進事業（補助等事業）について、（公財）全国生活衛生営業指導センター等が（公財）都道府県生活衛生営業指導センターと連携し実施する事業であり、青森県においては次のとおり実施した。

○[衛生水準の確保・向上事業]

（一社）全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもとに、生衛業の新規開業者等の組合加入を促進することとし、生衛組合についての周知広報や組合活動の活性化推進の取り組みを重点的に展開しており、（公財）全国生活衛生営業指導センター及び（公財）都道府県生活衛生営業指導センターは、推進月間の共催者として参画し、生衛組合における組織基盤の強化や組合活動の活性化等に関する諸活動を支援し、もって、生衛業における効果的な衛生水準の確保・向上に資することを目的として事業を行った。

・開催地区：青森市（2回）

（「連絡会議」とあわせて実施）

開催日時	開催場所	議 題	出 席 者
R2. 10. 12	ラ・プラス青 い森 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議・連絡会議	生衛組合 15名 行政機関 9名 日本政策金融公庫 3名 指導センター 5名
R3. 1. 29	日本料理 百 代 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議／組合事務局打合せ・連絡 会議	生衛組合 10名 行政機関 1名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 4名

○[生衛業における生産性向上推進事業]

厚生労働省からの受託機関が個別相談で集積した課題等を踏まえ、生産性向上に係るより効果的なガイドライン・マニュアルに改訂していくことを目的とし、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導員と中小企業診断士との連携による生産性向上ガイドライン・マニュアルを活用した個別相談会及びモデル事業の実施を行った。モデル事業は都道府県単位で基本として1店舗を対象とすることとしており、中小企業診断士等と連携し、面談、助言、指導を、また、店舗が要した経費の一部を助成した。

青森県においては、次のとおりである。

- ・モデル事業実施事業営業種類：公衆浴場（銭湯）1店舗
- ・取組の背景：集客数の減少、休憩スペースが狭隘
- ・実施内容：空きスペースを活用した休憩スペースの拡張改装工事、SNS活用情報発信
- ・達成状況：開放感がありリラックスできる空間となったと好評

○[生衛業受動喫煙防止対策事業]

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)の趣旨に鑑み生衛業者の受動喫煙防止対策を推進することを目的として、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労働者災害補償保険の適用を受けない生衛業者(いわゆる一人親方)が喫煙専用室を設置するなどの措置のために必要な費用の一部について、(公財)全国生活衛生営業指導センターが(公財)都道府県生活衛生営業指導センターと連携し助成金を交付する事業であり、準備期間を経て令和元年12月10日から開始した。

令和2年度は助成金について周知を図るため、ホームページに掲載するとともに地元新聞紙に広告を掲載した。

- ・相談件数 5件
- ・助成金実績 0件

○生活衛生関係営業支援緊急対策事業

(公財)全国生活衛生営業指導センターが(公財)都道府県生活衛生営業指導センターと連携し新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営悪化した生衛業者への支援体制を構築し、公的支援等の活用促進を通じた生衛業者に対する緊急支援を展開した。

青森県においては、中小企業診断士と連携し、生衛業者を対象として国の持続化給付金及び雇用助成金の申請に係る個別相談会を次のとおり開催した。

(地区生活衛生営業相談指導事業とあわせて実施)

開催地	開催日	相談員(業種)	備考	
			業種別相談者数	相談者
弘前市	R2. 6. 3	経営指導員2 診断士1 労務士1	クリー1 浴場1 料理1 社交2	5名
	R2. 6. 11	経営指導員1 診断士1	旅館1	1名
	R2. 6. 25	経営指導員1 診断士1 労務士1	旅館1 料理1	2名
	R2. 7. 6	経営指導員1 診断士1	理容1 美容1 料理1 社交1	4名
青森市	R2. 6. 2	経営指導員2 診断士1	美容2 クリー1 浴場1 すし1	5名
	R2. 6. 15	経営指導員2 診断士1	理容1 美容4	5名
	R2. 6. 23	経営指導員1 診断士1・労務士1	美容1 クリー1 旅館1 麺類1 料理1	5名
	R2. 7. 13	経営指導員1 診断士2	美容1 すし1	2名
	R2. 8. 3	経営指導員1 診断士2	美容1 麺類1	2名
	R2. 10. 12	経営指導員1 診断士1	クリー1 喫茶1	2名
	R2. 10. 29	経営指導員1 診断士1	クリー1 喫茶1	2名
八戸市	R2. 6. 5	経営指導員2 診断士2・労務士1	理容3 美容2 クリー2 社交1	8名
	R2. 6. 12	経営指導員2 診断士1	理容2 美容1 クリー1 料理1	5名
	R2. 6. 22	経営指導員2 診断士3	理容10 美容2 クリー1	13名
	R2. 7. 9	経営指導員1 診断士2	理容1 美容2 クリー2 麺類1 社交1	7名
	R2. 8. 24	経営指導員1 診断士2	理容1 浴場1 社交1	3名
	R2. 12. 5	診断士1	クリー1	1名
	R2. 12. 9	経営指導員1 診断士1	クリー2	2名
むつ市	R2. 6. 9	経営指導員1 診断士1	理容1 美容2 料理1	4名
	R2. 6. 18	経営指導員1 診断士1 労務士1	旅館1 料飲1	2名
	R2. 7. 20	経営指導員1 診断士1	旅館1	1名
計	21日	59名		81名

○令和2年度団体連携型生衛業収益力向上セミナー

(公財) 全国生活衛生営業指導センターが(公財) 都道府県生活衛生営業指導センター、各業
 全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合と共同開催による団体連携型セ
 ミナーを実施した。

青森県においては青森県理容生活衛生同業組合(青森支部)と連携し次のとおり実施した。

(生活衛生関係再生特別支援事業とあわせて実施)

- ・開催日：令和2年11月9日
- ・場 所：ねぶたの家「ワ・ラッセ」
- ・演 題：理容業の経営改善策、最低賃金制度について
- ・講 師：中小企業診断士、社会保険労務士
- ・参加者：51名

(2) 生活衛生関係営業経営改善資金融資等指導事業

①専門的経営指導等の実施により、生衛業の健全な発展と衛生向上及び確保に資するとともに、小企業者等を金融面から補完し経営の改善を促進することを目的とし、生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づき、生活衛生営業経営特別相談員（特相員）による融資指導を実施した。

- ・特相員 9名（昨年度：12名）
- ・申込件数 51件（昨年度：33件）
- ・指導件数 51件（昨年度：33件）【目標：50件】
- ・指導延日数 51日（昨年度：33日）

対象業種	特別相談員数	融資申込件数	融資指導件数	融資指導延日数	備考
理 容	4	18	18	18	
ク リ ー ニ ン グ	1	2	2	2	
料 理 等	2	2	2	2	
社 交	2	29	29	29	
合 計	9	51	51	51	

②生活衛生関係営業特別指導事業

特相員による生衛業者店舗の巡回相談指導を実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年実施しているアンケート調査は実施せずに規模を縮小した。

ア 巡回指導

特相員による生衛業者を巡回し、経営、融資等に係る相談指導を行った。

- ・特相員 11名（昨年度：65名）
- ・指導延日数 22日（昨年度：65日）
- ・指導件数 110件（昨年度：367件）【目標：250件】

対象業種	特別相談員数	特別指導件数	特別指導延日数	備考
理容	1	10	2	
美容	2	20	4	
クリーニング	2	20	4	
旅館ホテル	2	20	4	
公衆浴場	1	10	2	
料理等	1	10	2	
社交	1	10	2	
食肉販売	1	10	2	
合計	11	110	22	

イ 連絡会議の開催

生活衛生関係営業特別指導事業の効果的な推進を図るため、行政機関(県(市)保健衛生担当)、日本政策金融公庫、生衛組合及び生活衛生営業経営特別相談員による連絡会議を開催した。

本連絡会議についてはこれまで青森市、弘前市及び八戸市においてそれぞれの地区の関係者が参集し開催してきたところであるが、令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から青森市1か所にて県内全地区の関係者の出席のもとに開催した。

・開催地区：青森市2回

(昨年度：青森市3回、弘前市1回、八戸市1回)

(「衛生水準の確保・向上事業」とあわせて実施)

開催日時	開催場所	議 題	出席者
R2. 10. 12	ラ・プラス青 い森 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議・連絡会議	生衛組合 15名 行政機関 9名 日本政策金融公庫 3名 指導センター 5名
R3. 1. 29	日本料理 百 代 (青森市)	・衛生水準の確保・向上事業推進 会議／組合事務局打合せ・連絡 会議	生衛組合 10名 行政機関 1名 日本政策金融公庫 1名 指導センター 4名

2 生活衛生関係営業経営改善促進事業

(1) 生活衛生関係営業再生特別支援事業

生衛業者の経営指導体制の強化を図り再生可能な業者に専門的かつ的確に経営改善を促し早期に再生することを目的として再生支援に関わる人材育成を図るため、生活衛生営業経営特別相談員、組合役職員等を対象として研修会を開催している。

令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた経営者を対象として、国及

び県市が実施している支援金や給付金等の申請に係る支援、経営回復に関する指導、また融資に係る説明・相談を実施した。相談者からは「支援金や給付金の申請完了までの支援を受け大きな励みになった」また「衛生法規の知識や衛生意識が向上した」などの意見があり、今後とも引き続き、日本政策金融公庫、中小企業診断士、社会保険労務士などの専門家と連携しながら事業を継続実施することとする。

ア 研修会

- ・研修会開催地区：青森市5回、弘前市1回、八戸市1回、むつ市1回
(昨年度：青森市2回、弘前市2回、八戸市2回)

(「団体連携型生衛業収益力向上セミナー」、「生活衛生営業経営特別相談員研修会事業」とあわせて実施)

開催日程	出席者	研修内容	備考
R2. 4. 13 (弘前市)	11名	1「新型コロナウイルス関連支援施策」	中村社会保険労務士中小企業診断士 代表 中村貴志 氏
		2「日本政策金融公庫における支援制度」	日本政策金融公庫 弘前支店 融資課長 吉田憲一 氏
R2. 4. 14 (青森市)	17名	1「新型コロナウイルス関連支援施策」	中村社会保険労務士中小企業診断士 代表 中村貴志 氏
		2「日本政策金融公庫における支援制度」	日本政策金融公庫 青森支店 事業統轄 小松祐一 氏
R2. 4. 15 (八戸市)	21名	1「新型コロナウイルス関連支援施策」	八戸まちのコンサル 代表 八木清之 氏
		2「日本政策金融公庫における支援制度」	日本政策金融公庫 八戸支店 融資課長 互裕司 氏
R2. 4. 16 (むつ市)	23名	1「新型コロナウイルス関連支援施策」	八戸まちのコンサル 代表 八木清之 氏
		2「日本政策金融公庫における支援制度」	日本政策金融公庫 青森支店 上席融資課長代理 及川貴志 氏
R2. 10. 26 (青森市)	特相員 21名 役職員 2名	生活衛生営業経営特別相談員研修会事業 1「収益力向上のヒント」	たかち総合事務所 所長 高地豊人 氏
		2「最低賃金制度と働き方改革について」	青森働き方改革推進支援センター アドバイザー-社会保険労務士 田中和人 氏
		3「生産性向上ガイドライン・マニュアル の活用方法概要」	(公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内加代子 氏
		4「生活衛生関係営業経営改善資金融資制度 について」	日本政策金融公庫 青森支店 融資課長 岩附豊 氏
		5「推薦事務取扱上の留意点について」	日本政策金融公庫 青森支店 融資課長 岩附豊 氏
R2. 11. 9 (青森市)	51名	団体連携型生衛業収益力向上セミナー 1「理容業の経営改善策」	中村社会保険労務士中小企業診断士 代表 中村貴志 氏
R2. 11. 30 (青森市)	48名	全国生活衛生営業指導センター共催セミナー 1「最低賃金制度の概要について」	青森働き方改革推進支援センター センター長 三浦修一 氏
		2「With&After コロナでの成功ポイント」	(株)日本能率協会コンサルティング シニア・コンサルタント 渡邊聡 氏
		3「コロナに向き合う生活衛生同業組合を 考える」	(公財)全国生活衛生営業指導センター 専務理事 伊東明彦 氏
R2. 12. 8 (青森市)	5名	1「総務省 統一QR「JPQR」普及事業説明会」	DeIoitte デロイトトーマス コンサルタント 伊吹良介 氏

イ 特別相談会

・相談窓口開催地区：青森市8回、弘前市5回、八戸市8回、むつ市4回

(「生活衛生関係営業支援緊急対策事業」とあわせて実施)

開催地	開催日	相談員(業種)	備考	
			業種別相談者数	相談者
弘前市	R2.4.13	経営指導員2 診断士1 公庫1	理容3 美容2 浴場2	7名
	R2.6.3	経営指導員2 診断士1 労務士1	クリー1 浴場1 料理1 社交2	5名
	R2.6.11	経営指導員1 診断士1	旅館1	1名
	R2.6.25	経営指導員1 診断士1 労務士1	旅館1 料理1	2名
	R2.7.6	経営指導員1 診断士1	理容1 美容1 料理1 社交1	4名
青森市	R2.4.14	経営指導員2 診断士1 公庫1	美容1 浴場1 興行1 すし3 料理1	7名
	R2.6.2	経営指導員2 診断士1	美容2 クリー1 浴場1 すし1	5名
	R2.6.15	経営指導員2 診断士1	理容1 美容4	5名
	R2.6.23	経営指導員1 診断士1・労務士1	美容1 クリー1 旅館1 麺類1 料理1	5名
	R2.7.13	経営指導員1 診断士2	美容1 すし1	2名
	R2.8.3	経営指導員1 診断士2	美容1 麺類1	2名
	R2.10.12	経営指導員1 診断士1	クリー1 喫茶1	2名
	R2.10.29	経営指導員1 診断士1	クリー1 喫茶1	2名
八戸市	R2.4.15	経営指導員2 診断士1・公庫1	すし4 社交1	5名
	R2.6.5	経営指導員2 診断士2・労務士1	理容3 美容2 クリー2 社交1	8名
	R2.6.12	経営指導員2 診断士1	理容2 美容1 クリー1 料理1	5名
	R2.6.22	経営指導員2 診断士3	理容10 美容2 クリー1	13名
	R2.7.9	経営指導員1 診断士2	理容1 美容2 クリー2 麺類1 社交1	7名
	R2.8.24	経営指導員1 診断士2	理容1 浴場1 社交1	3名
	R2.12.5	診断士1	クリー1	1名
	R2.12.9	経営指導員1 診断士1	クリー2	2名
むつ市	R2.4.16	経営指導員2 診断士1 公庫1	旅館6 料理10	16名
	R2.6.9	経営指導員1 診断士1	理容1 美容2 料理1	4名
	R2.6.18	経営指導員1 診断士1 労務士1	旅館1 料飲1	2名
	R2.7.20	経営指導員1 診断士1	旅館1	1名
計	25日	75名		116名

注) 診断士：中小企業診断士 労務士：社会保険労務士

(2) 健康・福祉対策推進等事業

生衛業が社会的要請に応じる対策として、受動喫煙防止への取組、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等による食中毒や感染症拡大防止等、的確な対応や対策による普及啓発を図るため、県内各地域において保健所の協力を得ながら普及啓発のための講習会を生衛組合との共催により講習会を開催した。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催回数を縮減することとし、また、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた生衛業ガイドライン実施促進事業の説明会についても行った。

受講後のアンケート結果では、「大変参考になった」及び「参考になった」はいずれも80%を超えており、全体的満足度が高く、今後も継続して欲しいとの意見が多かった。今後も受講者の意見を踏まえた研修内容を企画し継続実施することとする。

【講習会の開催】

- ・開催回数 : 8回 (昨年度 : 18回) 【目標 : 年10回】
- ・受講人員 : 258名 (昨年度 : 737名) 【目標 : 500名】

組合等	支部名	開催日	講習テーマ	受講者数
全組合事務局		R2. 8. 18	生衛業ガイドライン実施促進事業説明会	11
理容	五戸	R2. 10. 5	理容業衛生消毒講習会	20
	三沢	R2. 10. 12	理容業衛生消毒講習会	32
	十和田・七戸	R2. 11. 2	理容業衛生消毒講習会	33
	青森	R2. 11. 9	理容業衛生消毒講習会	51
	三戸	R2. 11. 9	理容業衛生消毒講習会	21
	むつ下北	R2. 11. 30	理容業衛生消毒講習会	42
	計			199
旅館ホテル	青森	R2. 8. 19	夏期食品衛生講習会	48
合計			258	

3 情報化整備事業

生衛業に関する情報の収集と分析、蓄積することで、的確で効率的な相談指導体制を推進し、生衛業の振興及び衛生水準の維持向上を図るため、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターで構築している「生衛業情報ネットワーク／生衛業者等名簿情報管理・アンケート集計機能」等を利用し業務全般の処理の効率化を行った。また、ホームページを随時更新し、生衛業者及び利用者・消費者に情報提供を行った。

また、組合に加入していない生衛業者の方からの窓口相談は、経路としてホームページの場合が多くあることから、平成26年度から、当指導センターのホームページアドレスを記載した資料を巡回指導の際に、研修会及び講習会において受講者に、さらに他機関研修会講師として参加した場合に受講者に配付することなどにより広報を行った。

令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生衛業者の給付金や支援金等

について新たに掲載したところ結果としてアクセス件数が昨年度を大幅に上回った。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から講習会等の開催回数を縮小しており、講習会とあわせて配付しているアドレス広報については昨年度の2分の1程度となった。

- ・ホームページアクセス件数 17,372件（昨年度：10,613件）【目標：8,000件】
- ・ホームページアドレス広報 356件（昨年度：637件）【目標：350件】

4 受託事業

(1) 生活衛生営業経営特別相談員研修会事業（特相員研修会）

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、特相員が生衛業における業界の自主的な実践活動として行う経営相談指導事業の強化を図るため、その業務上必要な知識の習得、資質と能力の向上を目的として、研修会を実施した。

- ・開催地区 青森市 21名（昨年度：青森市 35名）

（生活衛生関係再生特別支援事業とあわせて実施）

開催日時 開催場所	研修内容	受講人数
R2.10.26 ラ・プラス 青い森	<ul style="list-style-type: none"> ○収益力向上のヒント たかち総合事務所 所長 高地 豊人 ○最低賃金制度と働き方改革について 青森働き方改革推進支援センター アドバイザー 社会保険労務士 田中 和人 ○生産性向上ガイドライン・マニュアルの活用方法概要 (公財)青森県生活衛生営業指導センター 指導部長 小山内 加代子 ○生活衛生関係営業経営改善資金融資制度について 日本政策金融公庫青森支店 融資課長 岩附 豊 ○推薦事務取扱上の留意点について 日本政策金融公庫青森支店 融資課長 岩附 豊 	特相員 21名

(2) 生活衛生関係営業景気動向等調査事業

公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、県内の生衛業の景気や設備投資動向、経営状況等について調査を実施し、生衛業の指導、消費者対策を行ううえで必要なデータを収集した。【目標：年4回実施】

①生衛業経営状況調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件（延べ280件）
- ・実施時期 年4回（昨年度：年4回）
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 263件（65、67、65、66） 94%（昨年度：95%）

②景気動向等アンケート調査

- ・対象者 県内生衛業者 70件 (延べ280件)
- ・実施時期 年4回 (昨年度：年4回)
- ・調査担当者 経営指導員、経営特別相談員
- ・回収率 268件 (68、65、69、66) 96% (昨年度：94%)

5 標準営業約款事業

(1) 標準営業約款の登録

標準営業約款制度は、消費者の利益擁護の観点から、理容業、美容業、クリーニング業など国民の日常生活に密接に関連する営業である生衛業が提供するサービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者が業者からサービスや商品を購入する際の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に生衛法を改正し創設されたものである。

同制度に基づき、厚生労働大臣が指定する5業種に属する営業を営む者から標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった者について登録を行った。

- ・再登録者該当者への案内（通知）送付数 41件 【目標：該当者全員に通知】

令和2年度登録状況

青森県

登録月	理容業		美容業		クリーニング業		合計	
	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録	新規登録	再登録
8月	0	7 (7)	0	2 (2)	0	0 (8)	0	9 (17)
2月	0	17 (20)	0	2 (4)	0	0 (0)	0	19 (24)
合計	0	24 (27)	0	4 (6)	0	0 (8)	0	28 (41)

() は更新対象となった店舗数

(参考)

令和3年2月現在登録件数

青森県

理容業	美容業	クリーニング業	めん類飲食店	一般飲食店	合計
62 (70) 【74】	16 (19) 【19】	12 (20) 【20】	0 (0) 【0】	0 (0) 【0】	90 (109) 【113】

() は令和2年2月現在登録件数

【 】 は平成31年2月現在登録件数

(2) 広報事業

標準営業約款（Sマーク）普及登録促進月間（11月）において、生衛組合及び関係機関と連携し、業者はもとより、広く利用者又は消費者に対して標準営業約款制度の周知広報を行うことを目的として、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが作成したポスター等を生衛組合、

標準営業約款登録店、青森県担当課、県内市町村担当課及び県（市）保健所等に送付し、本制度の普及及びリーフレットの配布について支援協力依頼をした。

・広報資料送付 1回（昨年度：1回）【目標：年1回】

6 クリーニング師研修等事業

クリーニング師の資質の向上及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図ることを目的として、クリーニング業法に基づき県知事が指定するクリーニング師研修・クリーニング業務従事者講習及び特管物講習（特別管理産業廃棄物管理責任者資格講習）について、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として実施した。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催回数を縮減して実施した。

【目標：年1回以上】

(1) クリーニング師研修 研修 83名 特管物講習 1名

第1型 : 開催回数 1回 24名
 第2型（通信） : 開催回数 1回 59名
 特管物講習 : 開催回数 1回 1名（うち、第1型同時受講 0名）

開催日	区分	受講者数			
		初回	継続	計	特管物講習
R2. 11. 15	第1型：青森市 アピオあおもり	4 （あわせて 特管物講習 受講者 0）	20 （あわせて 特管物講習 受講者 0）	24	1 （うち 特管物講習 のみ受講 1）
受付期間 R2. 11. 20 ～ R2. 12. 10	第2型：通 信 修了日：R3. 1. 25	3	56	59	—
	合 計	7 （あわせて 特管物講習 受講者 0）	76 （あわせて 特管物講習 受講者 0）	83	1 （うち 特管物講習 のみ受講 1）

(2) クリーニング業務従事者講習 68名

第1型 : 開催回数 1回 7名
 第2型（通信） : 開催回数 1回 61名

開催日	区 分	受 講 者 数		
		初回	継続	計
R2. 11. 15	第1型：青森市 アピオあおもり	5	2	7
R2. 12. 15 ～ R3. 1. 15	第2型：通 信	36	25	61
	合 計	41	27	68

なお、クリーニング師については業務に従事した後1年以内に、また、その後3年ごとに研修が義務付けられ、取次店における業務従事者についてはその従事者総数の5分の1の者に対して開設後1年以内に、また、その後3年ごとに講習を受けさせなければならないとされており、クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習は3年を1クールとし、令和元年度から令和3年度までの3年は第11クールとなっている。

第11クールの開催状況・計画

年 度	クリーニング師研修	業務従事者講習
令和元年度 (2019年度)	第1型：青森市 第2型：通 信	第1型：青森市 第2型：通 信
令和2年度 (2020年度)	第1型： 弘前市、五所川原市、 青森市 第2型：通 信	第1型： 弘前市、五所川原市、 青森市 第2型：通 信
令和3年度 (2021年度)	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通 信	第1型：八戸市、むつ市、東北町、 青森市 第2型：通 信

* 「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習

令和元年度（2019年度）：青森市（1回）

令和2年度（2020年度）：~~弘前市、五所川原市、~~青森市（各1回）

令和3年度（2021年度）：青森市（1回）

注）令和2年度については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催回数を縮減して実施した。

II その他の事業

1 生活衛生関係営業振興事業

生活衛生関係営業の経営に対する県民の理解を深め、また、県民からの意見を取り入れて振興及び活性化を図る事業、後継者の育成を図る事業及び地域福祉に貢献する事業を実施することにより、生活衛生関係営業の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的として、生衛組合と連携して事業を実施している。

令和2年度については、生衛業の振興、活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている社会情勢において、オンライン相談（会議）などの新しい生活様式に対応するための必要な機器の整備についても実施した。

(1) 振興及び活性化促進事業【目標：年1回以上】

生衛業に対する知識の啓発普及を行うなどにより生衛業の振興及び活性化を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
理 容	R2. 11. 19 ～ R3. 1. 25	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
美 容 業	R2. 11. 20 ～ R3. 1. 27	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
クリーニング	R2. 11. 20 ～ R3. 1. 25	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
旅館ホテル	R2. 11. 25 ～ R3. 2. 12	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
公衆浴場業	R2. 11. 20 ～ R3. 3. 10 R2. 11. 9 ～ R2. 11. 13	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。 (2)銭湯で健康づくり 浴場経営者を対象に、実施浴場最寄りの保健師による血圧測定・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (地域福祉増進事業としても実施)	参加施設 2店 参加者 延べ40人
興 行	R2. 11. 20 ～ R3. 2. 24	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
す し 業	R2. 11. 20 ～ R2. 12. 23	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
食 肉	R2. 11. 26 ～ R3. 1. 25	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 We bネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	

料理飲食業	R2. 11. 20 ～ R3. 3. 3	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 Webネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	
	R2. 11. 10 ～ R3. 1. 10	(2)県特産ホタテのエキスを活用した万能調味料の開発 県特産ホタテのエキスを活用した万能調味料の開発を試みた。(当初予定していた下北ブランド開発センターへの協力依頼・開発については新型コロナウイルス感染拡大の影響により共同開発は不可能であった。) 飲食店舗厨房にて2回の試作会を開催、ホタテを仕入れ、煮て、煮汁を取り出し、塩分の調整などを行い、焼きそばのタレ・野菜炒め・スープの素として利用し試食した。	
社交飲食業	R2. 11. 25 ～ R3. 3. 10	(1)生衛業者等ネットワーク構築事業 Webネットワーク導入のための資機材を購入し、ネットワーク環境を構築し、有効に活用している。	

(2) 後継者育成事業【目標：年1回以上】

講習会等を開催し経営者や従事者等の技術向上を図り後継者の育成を図る事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
旅館ホテル	R2. 11. 4 ～ R2. 11. 19	経営者や従事者等の専門的技術向上を図り後継者の育成を図るため、県内6会場において接客マナー技術向上研修会を実施した。	参加者 延べ73人

(3) 地域福祉増進事業【目標：年1回以上】

高齢者や社会福祉施設等への訪問サービスを実施し地域福祉に貢献する事業

組合名	実施日	事業名及び内容	備考
公衆浴場業	R2. 11. 9 ～ R2. 11. 13	浴場経営者を対象に、実施浴場最寄りの保健師による血圧測定・健康体操・個別相談を実施した。 銭湯利用者の60歳以上の方を対象に、保健師によるテーマに沿ったお話、希望者の血圧測定、個別に健康相談を実施し、終了後無料で入浴を提供した。 (振興及び活性化促進事業としても実施)	参加施設 2店 参加者 延べ40人

Ⅲ法人管理

1 役員及び評議員に関する事項

- (1) 定款28条に基づき、令和2年6月9日開催評議員会（決議の省略）終結時に役員及び評議員の全員が任期満了となり、理事10名（うち、重任10名）、監事2名及び評議員5名（うち、重任1名）が新たに就任した。また、同年6月9日開催の理事会（決議の省略）において青森県クリーニング生活衛生同業組合理事長「伏見紀幸」氏が理事長（新任）に、また、青森県興行生活衛生同業組合理事長「谷田恵一」氏及び青森県料理飲食業生活衛生同業組合理事長「浪内進」氏が副理事長（いずれも再任）に選定された。青森地方法務局への変更登記申請を同年6月15日に行い、同日付で登記完了している。あわせて、同年6月29日に役員等変更に係る公益法人変更届を行った。
- (2) 理事「中山大輔」氏が令和3年3月16日をもって辞任し、同年3月17日開催評議員会（決議の省略）において青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長「福士圭介」氏が選任された。青森地方法務局への変更登記申請は同年3月19日に行い、同日付で登記完了している。あわせて、同年3月26日に役員変更に係る公益法人変更届を行った。

2 事業計画等に関する事項

令和2年度事業計画書等については令和2年3月2日付で、令和元年度事業報告書等については令和2年6月16日付で、また、令和3年度事業計画書等については令和3年3月17日付で青森県（公益財団法人所管）に提出した。

3 運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査等

運営組織及び事業活動の状況については青森県公益認定等審議会により定期的（3年ごと）に立入調査を受け、また、県の補助金による事業実施していることから県の出資に係る出納その他の事務の執行状況について青森県監査委員会により定期的（5年ごと）に監査を受けている。

運営組織及び事業活動の状況については令和元年度に、補助金事業については平成30年度に受検し、令和2年度についてはいずれも対象年度となっていない。なお、これまで改善すべきなどの指摘は受けていない。

4 会議に関する事項

(1) 理事会の開催

通常理事会を年2回、また、臨時理事会については必要がある場合に開催することとしており、令和2年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R2. 5. 20 (通常理事会) (決議の省略)	理事長（代表理事）職務執行状況の報告 ①令和元年度事業報告及び付属明細書の承認について ②令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書） 及び付属明細書並びに財産目録の承認について ③任期満了に伴う役員候補者について ④任期満了に伴う評議員候補者について ⑤定時評議員会の招集（決議の省略）について
R2. 6. 9 (臨時理事会) (決議の省略)	①理事長の選定について ②副理事長の選定について
R3. 3. 15 (通常理事会)	①職務執行状況の報告 ②令和2年度青森県公社等経営評価の結果について ③令和3年度の人事体制について ④退共掛金月額を増額について ⑤ハラスメント相談窓口について ⑥令和2年度標準営業約款の登録について ⑦令和3年度事業計画書及び収支予算書等の承認について ⑧特定資産取崩しについて ⑨辞任に伴う補欠理事候補者の推薦について ⑩臨時評議員の招集（決議の省略）について

(2) 評議員会の開催

定時評議員会を年1回（每事業年度終了後3ヶ月以内）、臨時評議員会を年1回每事業年度開始前に、また、その他必要がある場合に開催することとしており、令和2年度は次のとおり開催した。

開催年月日	議 案 等
R2. 6. 9 (定時評議員会) (決議の省略)	①令和元年度事業報告及び付属明細書の報告について ②令和元年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書） 及び付属明細書並びに財産目録の承認について ③任期満了に伴う役員の選任について ④任期満了に伴う評議員の選任について

R3. 3. 17 (臨時評議員会) (決議の省略)	①職務執行状況の報告 ②令和2年度青森県公社等経営評価の結果について ③令和3年度の人事体制について ④退共掛金月額を増額について ⑤ハラスメント相談窓口について ⑥令和2年度標準営業約款の登録について ⑦令和3年度事業計画書及び収支予算書等について ⑧特定資産取崩しについて ⑨辞任に伴う補欠理事の選任について
----------------------------------	--

(3) 監事監査等の実施

監事により理事の職務執行状況及び法人の計算書類・事業報告等を監査するとともに、法人の業務及び財産の状況を調査することとしており、令和2年度は次のとおり実施した。

開催年月日	議 案 等
R2. 5. 11	①令和元年度事業監査 ・令和元年度事業報告及び付属明細書 ・令和元年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び付属明細書並びに財産目録 (参考) (会計の事務処理に係る内部検査)
R2. 10. 6	①令和2年度上期内部検査
R3. 4. 5	②令和2年度下期内部検査

(4) その他の会議等（開催・参加状況）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、例年開催されている県内各生活衛生同業組合の総会、北海道・東北ブロック職員協議会（生活衛生営業指導センター）及び（公財）全国生活衛生営業指導センター主催会議・研修等が自粛により開催されず下表のとおりであった。

開催年月日	内 容 等	開催地
R2. 7. 27	青森県知事表彰【青森県】	青森市
7. 31	知事・副知事・健康福祉部表敬訪問 (就任挨拶：伏見理事長、谷田副理事長、浪内副理事長)	青森市
10. 12	生衛改善貸付事務連絡協議会【日本政策金融公庫】	青森市
11. 6	Go To Eat キャンペーン説明会 (Go To Eat キャンペーン青森県事務局主催)	青森市
11. 6	青森県内商工会議所経営指導員等研修会（講師）	青森市
12. 18	事業報告書に関する説明会（公益財団法人向け）【県】	青森市

4 青森県公社等に関する事項

公社等とは、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第2条に定める、県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般（公益）社団法人、一般（公益）財団法人及び株式会社をいい、同基本指針に基づき、経営計画書の提出及び経営評価制度による評価を受けることとされており、青森県の出資等比率が約29%の当法人は青森県公社等として令和2年度については次のとおり資料等を提出し評価を受けている。

年 月 日	概 要
R2. 6. 18	公社等の運営状況に関する資料等の提出 ①令和元年度事業報告②令和元年度決算書③令和2年度事業計画
R2. 6. 23	公社等に係る中期計画書の更新等について提出
R2. 6. 29	公社等経営評価書の提出
R2. 7. 28	連結財務諸表（退職手当等引当金）の提出
R2. 12. 17	「令和2年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書」公表 【経営評価結果】概要 ○R2評価 A：概ね良好（参考：昨年度から「A」評価となっている） ○青森県公社等経営評価委員会からの意見 健全に運営されているが、各生活衛生同業組合の組合員の減少傾向が懸念されるため、組合員の加入促進の取組に期待する。

5 参考（職員その他機関委員等就任状況）

職名 氏 名	機 関 名	委 員 会 名 等
事務局長 齋藤 稔	八戸市	八戸市地域保健医療対策協議会委員
振興部長 工藤 真哉	(公財)理容師美容師 試験研修センター	管理理容師・管理美容師資格認定講習会講師

附 属 明 細 書

令和2年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。